



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日増しに秋も深まり、朝夕は肌寒く感じますが、日中はまだ日差しが暑い日が続いています。紅葉も見られるようになるまでもう少々かかるかと思しますので、紅葉を見られるまで楽しみに待ちたいと思っています。

さて、今回の TM 情報は、来年 4 月から消費税率の変更が決定しました。その概要と秋本番！税務調査についてご紹介しております。皆様のお役に立てる情報を記載していますのでどうぞ、ご一読下さい。

敬具

A graphic with a light yellow background. In the center, a white box contains a bulleted list of topics. To the right, there is a stack of four colorful books. In the bottom left corner, there is a cartoon illustration of a brown squirrel sitting on a green leaf.

- 消費税について
- 調査の心構え
- 相続対策
- 秋のご紹介キャンペーン



政府が消費税率引上げに伴う対応を閣議決定

平成 26 年 4 月の消費税率 8% 引上げを正式決定

与党税調 民間投資活性化等のための税制改正大綱

安部首相は 10 月 1 日、現行 5% の消費税率を平成 26 年 4 月 1 日に 8% へ引上げることを表明！！

政府は税制抜本改革法附則 18 条等の景気条項に基づき経済状況等を総合勘案した結果、法律どおり実施することを確認しました。17 年ぶりの税率引上げに伴い、与党の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に基づき、5 兆円規模の経済対策を盛り込んだ「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定しました。

税制改正大綱では、政府・与党で議論されていた復興特別法人税については 1 年前倒しでの廃止について検討し「12 月中に結論を得る」と明記。法人実効税率のあり方については「今後、速やかに検討を開始する」としました。

簡単ではありますが、一部をご紹介します。

民間投資活性化等のための税制改正大綱



◆◆◆ 生産性向上設備投資促進税制の創設 ◆◆◆

産業競争力強化法(仮称)の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに、先端設備、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備等の取得等をした場合には、特別償却(即時償却)又は税額控除ができる。

生産性向上設備投資促進税制

	～平成 28 年 3 月 31 日	～平成 29 年 3 月 31 日
機械装置など	即時償却又は 5% 税額控除	50% 特別償却又は 4% 税額控除
建物、構築物	即時償却又は 3% 税額控除	25% 特別償却又は 2% 税額控除

◆◆◆ 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設 ◆◆◆

耐震改修促進法の耐震診断結果の報告を平成 27 年 3 月 31 日までにを行った事業者が、平成 26 年 4 月 1 日から報告を行った日以後 5 年を経過する日までに、耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修対象建築物の部分について、取得価額の 25% の特別償却ができる。

◆◆◆ 研究開発税制の拡充 ◆◆◆

研究開発税制の上乗せ措置の適用期限を平成 29 年 3 月 31 までに開始する事業年度まで 3 年間延長。

◆◆◆ 中小企業の投資活性化策 ◆◆◆

中小企業投資促進税制の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長。産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した特定機械装置等が生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は 7%（資本金 3,000 万円以下の中小企業者は 10%）の税額控除ができる。

＜特定機械装置等＞

①160 万円以上の機械装置、②120 万円以上の一定の工具、器具備品、③70 万以上の一定のソフトウェア、④車両総重量 3.5 t 以上の貨物自動車、⑤内航海運業の用に供される船舶

※ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を 2 年間延長。



◆◆◆ ベンチャー投資促進税制の創設 ◆◆◆

産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に同法に基づく認定を受けた投資事業有限責任組合に係る契約を締結している法人が同組合に出資をし、新事業開拓事業者（仮称）の株式等を取得した場合に、新事業開拓事業者投資損失準備金を積み立てたときは、その積立金額を損金算入する。準備金は、積み立てた事業年度の翌事業年度に全額を取り崩し、益金算入する。

◆◆◆ 事業再編促進税制の創設 ◆◆◆

産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに同法に基づく認定を受けた法人が積立期間内に、特定事業再編（仮称）に係る特定会社（仮称）の特定株式等を取得する場合において、特定事業再編投資損失準備金を積み立てたときは、その積立金額を損金算入。準備金は積立期間終了後、5 年間で均等額を取り崩し、益金算入する。

◆◆◆ 事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設 ◆◆◆

産業競争力強化法（仮称）に基づき、事業者が事業再編や中小企業の事業再生に係る計画を作成し、同法の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に主務大臣の認定を受けた場合に、計画に基づき行う株式会社の設立や不動産の取得等について登録免許税の負担を軽減。

◆◆◆ 創業促進のための登録免許税の負担軽減措置の創設 ◆◆◆

産業競争力強化法（仮称）の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に新たに株式会社を設立する場合に、株式会社の設立登記に対する登録免許税の税率を 1,000 分の 3.5（最低税額 7 万 5,000 円）に軽減する。



所得拡大促進税制の拡充では平成 25 年度分も適用可

今回の民間投資活性化等のための税制改正大綱では、平成 25 年度税制改正で創設された「所得税拡大税制」の適用期限の 2 年間延長と拡充が行われました。

3 要件のうちの一つである現行 5%以上の雇用者給与等支給増加割合については、①平成 27 年 4 月 1 日前に開始する適用年度は 2%以上、②平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度は 3%以上、③平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度は 5%以上に緩和しました。また、平均給与等支給額に係る要件については、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を「継続雇用者に対する給与等」に見直したうえで、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（改正前「以上であること」）に変更しました。



経済対策では簡素な給付措置や住宅取得給付も

政府は消費税率の引上げによる反動減を緩和し、デフレ脱却と経済再生に向けた経済政策パッケージを示した「消費税率引き上げにあたっての対応」では、簡素な給付措置として市町村民税非課税者 2,400 万人に 1 万円を支給し、65 歳以上の老齢基礎年金の受給者等に 5,000 円を加算する。また、住宅取得等に係る給付措置として都道府県所得割額 9 万 3,800 円以下の住宅購入者に予定通り 10~30 万円を給付し、東日本大震災の被災者の住宅再建に係る給付措置を実地する。なお、車体課税の見直しが税制改正大綱とともに明記されました。

本番よりコワイ「準備調査」が秋から本格化！！



7 月 10 日の国税当局の人事異動終了後、新体制のもとでの税務調査が本格化するの秋以降といわれていますが、実地調査に入る前の「準備調査」はすでにこの時期から本格化しています。

準備調査とは？

少ない人員と日数で効果的・効率的な調査を行うため、事前に具体的な調査手順の計画を立てるプレ調査のことです。資料情報やこれまでの申告内容をもとに要調査項目を抽出し、何をどのように調査するのか十分に検討し、シミュレーションを繰り返すことです。

調査官が活用している税務調査マニュアルとしては、基本的に、下記の3点を準備調査で心がける事項として掲示しています。

- ①要調査項目の特定 ②不正計算手口を想定 ③調査方法の検討

幅広い角度から問題点を浮き彫りにして、調査対象法人の側に立って、不正の時期や不正見込み額を想定し、その上で帳簿書類などを念頭に置いた調査のシナリオを考えるという流れのようです。

準備調査では、調査先のホームページのチェックはもちろん、「2ちゃんねる」に代表されるインターネット上の電子掲示板なども入念にチェックして、調査の糸口を増やしています。中には、社長の愛人に関する書き込みから隠し口座発覚につながったケースもあるそうです。準備調査にあたって調査官は、日々の調査記録などを書き込む法人税調査書に「準備調査段階のチェック欄」を設けて、見落としのないよう徹底しています。

準備調査段階のチェック欄

(基本事項)

- 過去の調査事績を検討したか
- 経営分析をしたか
- 事業概況書を活用したか

(その他)

- 資金資料、未整理資料等を確認したか
- 代表者等の課税状況および郵便貯金の利用の有無を確認したか
- 同族法人グループ管理簿または申告書の内訳書等から連帯調査の対象とすべき法人の有無を検討したか



などの見落としがちな点や他税務署との連帯調査をも想定したチェック欄が盛り込まれています。

これらすべてにチェック印が入った上での実地調査となると、調査に入った時点で相当な情報を掴まれているとおいていただく方が良いでしょう。以上のように、本番よりコワイといわれる「準備調査」がすでに本格化していますが、今更シタバタしても始まらないのは言うまでもありません。日ごろから、調査に入られても不安のない税務処理を心がけることが最善の対策ということになるでしょう。





税務調査を受ける心構えチェックリスト



税務調査の連絡がきた！

- ✓ 慌てず、騒がずに、まず宮崎事務所へ連絡して下さい。
- ✓ 心配事があれば、事前に必ず担当者へ相談しましょう。

事前の準備は何をしたらいい？

- ✓ 当日必要となる書類(申告書類や帳簿類、契約書類)の準備をします。
- ✓ 当日調査を行う場所を確保しておきます。応接室などの個室か、仕切りのある場所がよいでしょう。
- ✓ 担当者と調査対象年度内の懸案事項について検討しましょう。
不安な気持ちがあれば、担当者に話して気持ちを落ち着かせましょう。

当日の対応はどうしたらいい？

- ✓ 誠実な対応を心がけましょう。(威圧、高圧、威嚇は絶対 NG です)
- ✓ 雑談も調査官には貴重な情報源です。不用意な発言は控えましょう。

- ✓ 調査官からの質問で理解できない場合には、遠慮せずに聞き返しましょう。その場合には、相手の話の途中で聞き返すのではなく、最後まで聞いてから聞き返すようにしましょう。

調査官の質問や指摘事項について反論すべき事は、自信を持って冷静に

- ✓ 理路整然と行いましょう。感情的な態度は、相手から見て「怪しい」と捉えられてしまいます。冷静に対応してください。

- ✓ 調査官から事情聴取を受ける時は、一人で受けないでください。
受ける前に必ず担当者へ相談しましょう。



ココに注意したい！！

相続対策としての「相続放棄」

債務を抱えて亡くなる高齢者が増える中、相続対策としての「相続放棄」に静かな関心が寄せられています。裁判所の司法統計によると、2011年度中に家庭裁判所に持ち込まれた相続放棄事案は16万6463件と、20年前に比べて3倍以上と増加傾向にあります。2013年度税制改正の基礎控除引下げにより相続税の対象者が拡大することで、相続放棄の件数は更に増えるものとみられていますが、間違えやすいポイントも多いので注意が必要です。

例えば、残った相続人による相続税の計算では、相続放棄があると相続人数が減るため、相続税計算で控除できる基礎控除の額が変わってくると思われがちですが、「法定相続人数」には相続放棄した人も含まれます。

相続税の基礎控除（現行）

5千万円 + 1千万円 × 法定相続人数

また、相続放棄する人が、故人が被保険者として加入していた生命保険の保険金受取人となっている場合にはさらに注意が必要です。

相続放棄した場合でも、民法上、生命保険金は「相続財産」ではなく「受取人の固有の財産」とされるため、自分が受取人となっている生命保険金は受け取れます。ここで「受取人固有の財産なら相続税はかからない」と思いがちですが、相続税法では保険金を「みなし相続財産」として相続税の課税対象としており、相続放棄した人が生命保険金を受け取った場合は、遺贈により生命保険金を受け取ったものとして相続税計算をすることになります。

さらに、生命保険の非課税枠計算にも注意が必要です。

みなし相続財産である生命保険金には、下記のような非課税枠が設けられており、ここでいう「法定相続人」には相続放棄した人も含まれます。

非課税枠

500万円 × 法定相続人数



ただし、相続放棄した本人が受取人となっている保険金については非課税枠の適用はないため、全額が相続税計算の対象となってきます。

相続税の基礎控除引下げは2015年1月以後の相続からの適用となっています。

相続税対策の一環として、相続放棄を検討している場合は、負債も含めた資産状況を把握し、税務上の取扱いを整理しておく必要があるでしょう。



秋のお客様紹介キャンペーン



当事務所では、昨年に引き続き、秋のお客様紹介キャンペーンを行っています。

昨年はたくさんのご紹介を頂き、事務所一同、大変感謝致しております。

皆様の周りにこんなお悩みを持っている経営者様はいらっしゃいませんか？

もし心当たりがあれば、ご遠慮なく当事務所にご相談ください。

☆技術力、営業力はあるが、経理、経営面で不安がある方

☆従業員は奥様だけなので、帳簿を付けるのが大変な方

☆ご自身で確定申告をされていて、毎年大変な思いをされている方

☆税理士に頼んではいるが、毎月訪問しないなど不満をお持ちの方

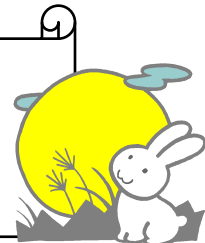
☆節税方法が分からずに、無駄に税金を払い続けていらっしゃる方

☆開業創業したいが、方法が分からずに悩んでおられる方

『うちは税理士に頼むほど大きくない』『税理士は高い』などと勝手に決め付けていらっしゃる方も多いと思います。しかし、自社の経営をスムーズに運営するためには税理士の力が不可欠です。当事務所は平均経験10年以上のスタッフが揃っています。お客様のご相談には親身に対応しております。ぜひ一度ご相談ください！

尚、ご紹介頂いた場合、こんな特典をご用意しております。

**11月末までの期間限定
ご紹介料 3万円～**



期間限定のキャンペーンとなります。ぜひご協力をお願いします！